手配旅行取引条件説明書面

お申し込みの際は必ずこの条件書をお読み下さい。

説明書面及び、同法第12条の5に定める契約書面の 結に応じないことがあります。 一部となります。

1.手配旅行契約

- 参加されるお客様は、当社と手配旅行契約を締結する 金を除く)を合算したものをいいます。 ことになります。
- サービス(以下、「旅行サービス」といいます。)の提供 く場合があります。 ける契約を言います。
- の手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債 を変更することがあります。 務の履行は終了します。したがって、運送・宿泊機関等 この場合、旅行代金の増額または、減額は、お客様に帰 更によって生じる旅行代金の増減はお客様に帰属しま との間で旅行サービスの提供について契約を締結出来 属します。 なかった場合でも、当社がその義務を果たしたときに は、当社所定の旅行業務取扱料金(以下、「取扱料金」と 4.団体・グループ手配 いいます。)をお支払いいただきます。
- (4)旅行契約の内容・条件は、別途お渡しする乗車船券、 の責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。) 宿泊券等に記載するほか、本ご旅行条件書並びに当社 を定めて申し込んだ旅行契約について、以下により取 旅行業約款(手配旅行契約の部)によります。
- (5)当社が法令に反せず、かつ、お客様に不利にならな (1)当社は、契約責任者がその団体・グループを構成す い範囲で書面により特約を結んだ時は、前項の規定に るお客様(以下、「構成員」といいます。)の旅行契約の 関わらずその特約が優先します。

2.旅行のお申し込みと旅行契約の成立

成立時期は、当該書面に明記します。

- の申込金を受領した時に成立するものといたします。 (3)当社は、本項(2)にかかわらず、書面による特約 (3)当社は、契約責任者が構成員に対して負う債務また
- する旅行契約にあっては、口頭によるお申し込みを受 契約責任者とみなします。 け付けることがあります。この場合、旅行契約は、当社 (5)当社は、契約責任者と旅行契約を締結する場合に、 社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付しま したときに成立します。 す。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスに ついて航空券、乗車券、宿泊券、各種バウチャーその他 5.旅行業務取扱料金
- お申込みをお断りする場合があります。

す。

- ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、 ると認められるとき。
- ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要 求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用 いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

- ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を 用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害 する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件 (7)当社は、業務上の都合があるときは、旅行契約の締

3.旅行代金のお支払いと変更

- (1)旅行代金とは、利用する運送・宿泊機関等の運賃・ (1)この旅行は、一般社団法人粟島観光協会(以下「当 料金等に対して支払う旅行費用並びに、第5項に定め 社」といいます。) が手配する旅行であり、この旅行に る旅行業務取扱料金(変更手続料金および取消手続料
- (2)お客様は、旅行開始前の当社が定める期間までに、 *宿泊機関の手配において、同一施設に連泊の場合は (2)「手配旅行契約」(以下、「旅行契約」といいます。)と 当社に対し旅行代金をお支払いいただきます。なお、 は、当社が、お客様のご依頼により、お客様が運送・宿 乗車船券、宿泊券等の手配のみを目的とする旅行契約 泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関する にあっては、それらをお渡しする際にお支払いいただ
- を受けることができるように、手配することを引き受 (3)当社は、旅行開始前において、利用する運送・宿泊 機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動等の事由 (3)当社が善良な管理者の注意をもって、旅行サービス により、旅行代金の変動が生じた場合、当該旅行代金 ことができます。この場合、当社は可能な限り旅行契

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がそだくほか、下記の変更手数料を申し受けます。 扱います。

- 締結に関する一切の代理権を有しているとみなし、当 該旅行契約に関する取引等を当該契約責任者との間で 行います。
- (1)当社所定の申込書に所定の事項をご記入の上、所定 (2)契約責任者は、契約締結後当社の定める期日までに、2)お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る の申込金を添えてお申し込み下さい。申込金は、旅行 構成員の名簿を当社に提出し、また人数を当社に通知 費用、取扱料金または、取消料その他お客様が当社に していただきます。また、契約責任者は、名簿の提出の 支払うべき金銭の全部または一部として取り扱います。際には、当社の個人情報のお取扱規定に従い、構成員 (2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1) に対し、構成員の個人情報提供の内容と目的および提 供先について通知し、了承を得ていただきます。
- をもって、申込金の支払いを受けることなく旅行契約 は義務についてはなんらの責任を負うものではありま の締結を承諾することがあります。この場合、契約のせん。
- (4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない (4)当社は、乗車船券、宿泊券などの手配のみを目的と 場合、予め契約責任者が選出した当該旅行の構成員を
- が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾す (5)当社は、旅行契約を締結したときは、お客様に旅行 ることがあり、その場合にはその旨を記載した書面を 日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び、当 交付します。その場合、旅行契約は当社が書面を交付

の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を 当社は、旅行の手配に対し、次の旅行業務取扱料金(以 交付するときは、契約書面を交付しないことがありま 下、「取扱料金」といいます。)を申し受けます。

なお、旅行契約に基づき手配した結果、運送・宿泊機関 (6)お客様が下記の①~③の何れかに該当した場合は、 が満席・満員等の理由で予約できなかった場合であっ ても、当社は所定の取扱料金を申し受けます。

また、取扱料金は、旅行手配着手の後、お客様の申出に 暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であ より旅行を変更又は取り消される場合にも申し受けま す。

		運送・宿泊機関などの	旅行費用の合計額
	取扱料金	複合手配旅行の場合	の 20%以内
			(下限は下記の取扱
			料金下限の合算額)
		宿泊機関を単独で	宿泊機関1件1手配
		手配する場合	につき費用の 20%
			以内(下限 550 円)
		運送機関を単独で	運送機関1件1手配
		手配する場合	につき費用の 20%
			以内(下限 550 円)

- *手配とは、予約の必要のない発券のみも含みます
- 1件とします
- *グループ手配において、各参加者が個々に支払いを 求める場合は、支払単位ごとに取扱料金が発生する

6.旅行契約内容の変更

(1)お客様は、当社に対し旅行契約内容の変更を求める 約内容の変更の求めに応じます。また、契約内容の変 す。

(2)旅行契約内容変更のために、運送・宿泊機関等に支 払う取消料、違約料があるときは、これをご負担いた

変更手続料金	運送・宿泊機関	1件1手配550円
	の変更	

7.お客様による旅行契約の解除と払い戻し

- (1)お客様のご都合により旅行契約を解除される場合 は、次の料金を申し受け、残額があれば、これを払い戻 します。
- 1)第5項に定める取扱料金
- 旅行費用
- 3)お客様がいまだ提供を受けておられない旅行サービ スに係る取消料、違約料その他の旅行サービス提供機 関に支払う費用
- 4)3)の旅行サービスの手配の取消しに係る次の取消 手数料

取消手続料金	運送・宿泊機関	1件1手配550円
	の取消	

(2)お客様は、当社の責に帰すべき事由により旅行サー ビスの手配が不可能となったときは、旅行契約を解除 することができます。この場合、当社は、お客様が既に 提供を受けられた旅行サービスに係る旅行費用を除き、 残額を払い戻します。

(3)お客様が、所定の期日までに旅行代金を支払われな いとき、又はお客様が第2項第6号①~③の何れかに 該当することが判明したとき、当社は旅行契約を解除 することがあります。この場合、当社は第5項に定め る取扱料金及び、取消手数料並びに、旅行サービス提 供機関等に対し取消料・違約料等の名目で支払う費用 を申し受けます。

8.当社による旅行契約の解除と払い戻し

(1)当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運 送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計 画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関 与し得ない事由により旅行書面に記載した旅行日程に

従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となった場と認識したときは、旅行地において速やかにその旨を 合または、不可能となる恐れが極めて大きいと判断さ 当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者に れる場合は、お客様と相談の上、旅行契約を解除する申し出なければなりません。 ことがあります。

- (2)本項(1)の場合、当社は、次の料金を申し受け、残 12.旅行条件・旅行代金の基準 額があればこれを払い戻します。
- 1)お客様が既に提供を受けられた旅行サービスに係る 有効なものとして公表されている運賃・料金・適用規 旅行費用。
- 2)お客様がいまだ提供を受けておられない旅行サービ して算出しています。 スに係る取消料、違約料、その他の旅行サービス提供 機関に支払う費用。

9.旅行代金の精算

当社は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金と 及びそのサービスの受領の為の手続に必要な範囲内で が合致しないときは、旅行終了後速やかに精算致しま 利用させていただくことを基本とします。 す。

10.当社の責任

- (1)当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または、 当社の手配代行者の故意または、過失により、お客様 ◆この旅行条件は、令和6年3月 22 日現在を基準とし に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償でおります。 します。
- (2)本項(1)の規定は、損害発生の翌日から起算して2 年以内に当社に対して、通知があった場合に限ります。 (3)お客様が、次に例示するような事由により損害を被 られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。 ただし、当社の故意または過失が証明されたときは、 この限りではありません。
- ア)天災地変、戦乱、暴動または、これらのために生じ る旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- イ)運送・宿泊機関等のサービス提供の中止または、こ れらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中
- ウ)官公署の命令、伝染病による隔離または、これらの ためによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中
- エ)自由行動中の事故
- オ)食中毒
- カ)盗難
- キ)運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変 更または、これらによって生じる旅行日程の変更もし くは目的地滞在時間の短縮
- (4)手荷物について生じた本項(1)の損害については、 損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対し て通知があった場合に限り、その損害を賠償します。 ただし、損害の如何にかかわらず、当社の賠償額は、お 一人様当り最高15万円まで(当社に故意または重過 失がある場合を除く。)とします。尚、現金、貴重品、 重要書類、薬品・化粧品・食料品等の消耗品、撮影済フ ィルム、記録媒体に書かれた原稿、その他こわれ物な どについては、賠償の責を負いません。

11.お客様の責任

- (1)当社は、お客様の故意または過失、法令・公序良俗 に反する行為、もしくはお客様が当社の旅行業約款(手 配旅行契約の部)の規定を守らなかったことにより当 社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠 償を申し受けます。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約 書面に記載されたお客様の権利義務、その他旅行契約 の内容について理解するように努めねばなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に万が一、契約書面に記載さ れた旅行サービスと異なる旅行サービスが提供された

この旅行条件は、旅行契約締結年月日の時点において 則または、認可申請中の運賃・料金・適用規則を基準と

13.個人情報のお取扱について

申込書等により当社が得るお客様の個人情報は、お客 様との連絡のほか当該旅行の運送・宿泊機関等の手配

14.その他

- (1)当社は、いかなる場合も旅行の再実施は致しません。